

小山広域保健衛生組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（案）パブリック・コメントの御意見と考え方

| No. | 該当箇所                                     | 御意見の要旨  | 御意見に対する考え方  |
|-----|--|---|---|
| 1   | P19, P20, P33 他<br>第3章各節課題               | <p>①P19. 20. 23 他の「〇〇の課題」に対する対応策はどうなっているのか？現状を分析して、そこから課題を抽出されているが、今後どうやって課題を解決していくのか、という部分の記述がない。</p> <p>②全体的に資料の内容が、現状を【報告】しているだけで【計画】になっていない。「ごみ処理基本計画」と謳うのであれば、ごみ処理について行政が将来的なビジョンをどのように考えていて、その中で住民に対しどのような意識や行動をとってほしいのかが分かるようにするのが良いと思う。</p> | <p>① 第3章で抽出した課題への対応策は、第5章に今後の施策や処理方針としてまとめました。</p> <p>② 「ごみ処理についての将来的なビジョン」として、P49, 50 に当組合が目指すごみ処理の基本理念や方針を記載しました。P52には将来のごみの減量化及び資源化の目標を定め、その目標実現に向けて住民や事業者にご協力いただきたい取り組みを P57 に記載しています。</p> <p>全体の構成が分かりやすくなるように表記やレイアウトを工夫いたします。</p> <p>当計画で掲げた目標を達成し、ゼロカーボンシティを実現するため、皆様の御理解、御協力をお願いいたします。</p> |
| 2   | 本編 P63<br>第5章 ごみの分別計画<br>第5節 ごみの分別計画     | <p>令和5年度に策定された「廃棄物処理法に基づく基本的な方針」として、市町の役割に「分別収集の推進」が挙げられている。組合でも「表5-8のとおり構成市町のごみ分別の統一化を提案していきます」に基づき、「生ごみ」の分別実施とする計画にすべき。</p>   | <p>指定ごみ袋制度以外にも、更なる資源化の推進に向けて、今後、さまざまな方法を検討させていただきます。</p>  |
| 3   | 本編 P57<br>第5章 ごみの分別計画<br>第3節 ごみ減量及び資源化計画 | <p>生ごみ減量化の推進（3キリ運動）に加え、構成市町間で足並みを揃えた分別化を含めた施策にすべき。</p>  |   |

小山広域保健衛生組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（案）パブリック・コメントの御意見と考え方

| No. | 該当箇所                             | 御意見の要旨  | 御意見に対する考え方   |
|-----|----------------------------------|---|--|
| 4   |                                  | <p>鹿児島市では設定していたごみ排出量の削減目標を早期に達成したことから、家庭ごみ収集の有料化を当面見送る方針を明らかにした。また、厚木市でもごみ排出量が削減目標達成に向け順調に推移していることから有料化は必要ないとの答弁を行っている。これらを踏まえて、「基本方針決定に伴い、構成市町の意向（首長と議会の同意）の再確認を求めるべき。</p> | <p>今回導入する指定ごみ袋制度は、ごみ処理手数料を含まない「単純指定袋制度」で、ごみ袋の有料化ではありません。</p> <p>この制度は、分別ルールが記載されている指定ごみ袋の利用を契機として、現在燃やすごみの中に約20%含まれている、紙や容器包装プラスチックなどの資源物の分別と回収に御協力いただき、燃やすごみを減らすことを目的としており、温室効果ガスの排出を抑制し、ゼロカーボンシティの実現を目指すもので、構成市町と組合が協働で取り組んでいます。</p>                       |
| 5   |                                  | <p>「指定ごみ袋制度の基本方針（案）」は市町と組合が個別で実施、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」は組合の単独実施である。したがって、パブリック・コメント実施後の結果を受けて、基本方針決定後の以降実施に先立ち、市町議会の議決を受けるべきである。</p>   | <p>指定ごみ袋制度は、構成市町が共通の制度として取り組む方針となったことから、市町の廃棄物処理などの事務を共同処理している本組合が、共通する事務処理を担当しています。一方、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という）に基づく組合の「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」は、組合が改定作業をしています。</p> <p>指定ごみ袋制度の導入にあたっては、組合の一般廃棄物処理計画に位置づけることで廃棄物処理法上の根拠として整理されますが、市町においても適切に対応するものと考えます。</p> |
| 6   | 概要版 P3                           | <p>「指定ごみ袋制度の基本方針の明記」の「重点施策である指定ごみ袋～位置付けました。」の記述は、上段で重点施策と表記していることから、再度の位置づけをする記述は不要。</p>  | <p>指定ごみ袋制度の導入にあたっては、指定ごみ袋の基本方針を組合の一般廃棄物処理計画に位置づけることで廃棄物処理法上の根拠として整理されるため、その旨をあらためて記載しています。</p>   |
| 7   | 本編 P8～9<br>第2章 地域概況<br>第1節 位置・地勢 | <p>第2章の第1節と第2節は処理基本計画と直接リンクが無いので不要である。仮に本組合位置図が必要であれば</p>   | <p>当組合の位置・地勢及び気候については御指摘のとおり当計画の内容に直接関連するものではありませんが、地域の概要を示すデータとして記載しています。</p>   |

小山広域保健衛生組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（案）パブリック・コメントの御意見と考え方

| No. | 該当箇所   | 御意見の要旨   | 御意見に対する考え方   |
|-----|--|--|--|
|     | 第2節 気候                                       | ば第3節冒頭に置けば明確になる。   |  |
| 8   | 本編 P43<br>第3章 ごみ処理の現状と課題<br>第10節 ごみ処理システムの評価 | 表3-28 ごみ処理システムの評価部分の経済性の箇所「今後会計基準の導入に伴って算出します。」はもう少し具体的に丁寧な説明にすべき。   | 御指摘のとおり分かりづらい表現でしたので、より具体的で適切な表現に修正いたします。  |
| 9   | 本編 P55<br>第5章 ごみ処理の計画<br>第3節 ごみ減量及び資源化計画     | 「過去5年間のごみ量データに基づいて、その傾向を将来に反映させる「トレンド法」を用いて将来のごみ量を予測しました。」とあるが、「2038(令和20)年まで」と期間を明示すべき。   | 御指摘のとおり期間を明記します。   |
| 10  | 本編 P60<br>第5章 ごみ処理の計画<br>第3節 ごみ減量及び資源化計画     | 「必達目標値を達成するために、表5-6にあげる減量化施策に組合と市町で連携して取り組んでいきます」の部分は、「指定ごみ袋制度の導入」以外は既に実施中の内容のため表現として不適。また、P47表3-31の前計画の施策と削減に向けた施策と取り組み状況と重複するため一本化すべき。 | 御指摘のとおり、指定ごみ袋制度の導入以外の施策については、それぞれ既に取り組んでいる施策ですので、引き続き「取り組んでいく」表現に修正いたします。<br>表3-31は前計画の評価を、表5-6は今後の削減に向けた計画を記載しており、それぞれ目的が異なります。 |
| 11  | 本編 用語集                                       | 「トレンド法」の項を追加し、その説明部分に「過去の動態が将来も同じように推移するという考え方による推計方法。一般廃棄物処理基本計画との整合性を図り、増加具合・減少具合」がもっとも現実的な数値を示した式を採用して値を決定しました。」と加えられたい。              | トレンド法について用語集に追加します。  |

小山広域保健衛生組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（案）パブリック・コメントの御意見と考え方

| No. | 該当箇所  | 御意見の要旨  | 御意見に対する考え方   |
|-----|---|---|--|
| 12  | 本編 P3<br>第 1 章 計画の基本的事項<br>第 4 節 計画の期間        | 2. 計画の検証（進行管理）の本文中に「その結果を市民に公表し」と入れるべきである。  | 当基本計画を検証し、毎年策定する一般廃棄物処理実施計画は、組合公式ホームページで公表しています。   |
| 13  | 本編 P3<br>第 1 章 計画の基本的事項<br>第 5 節 関連計画         | ②第四次循環型社会形成推進基本計画の7つの政策の柱に、“事業の効率化と経費の歳出削減をはかり、市民の負担を軽減する”、“大地震等の災害や気温低下等の災害対応する”と追記すべき。              | 当頁では当計画に関連した計画について紹介しており、第四次循環型社会形成推進基本計画と7政策は国（環境省）が策定したものです。   |
| 14  | 本編 P58<br>第 5 章 ごみ処理の計画<br>第 3 節 ごみ減量及び資源化計画  | 指定ごみ袋制度の効果の“①資源回収とごみ減量の促進”について表記を“日頃からごみの減量を意識していない人が意識する生活習慣を～”とすべき。                                 | ごみの減量化に取り組む姿勢や考え方につきましては、それぞれ差があるものと認識しておりますが、指定ごみ袋の利用を契機として、あらためて全ての皆様に御協力いただきたいと考えています。  |
| 15  | 本編 P58<br>第 5 章 ごみ処理の計画<br>第 3 節 ごみ減量及び資源化計画  | 指定ごみ袋制度の効果の“③ごみ処理経費の削減”末尾に“削減分を市民に還元します。”を追記すべき。  | ごみ処理経費はそのほとんどを構成市町からの分担金（税金）によって賄っており、ごみ処理経費の削減は、構成市町の財政負担が軽減することによって還元されます。   |
| 16  | 本編 P39<br>第 3 章 ごみ処理の現状と課題<br>第 8 節 ごみ処理経費の状況 | P39 のごみ分別区分単価より、生ごみ、剪定枝、プラスチック製容器包装は廃止して焼却した方が経済的である。環境配慮の観点から分別区分を継続するならば分別を継続した場合と全て焼却した場合の費用対効果（環境 | 御指摘のとおり、処理単価だけを見た場合、生ごみや剪定枝、プラスチック製容器包装として分別するよりも焼却した方が経済性に優れます。これらの資源は燃やすごみよりも排出量が少ないため、処理単価も高くなる傾向にあります。<br>構成市町は令和5年度にゼロカーボンシティを宣言しておりますので、資源の分別と回収によって焼却するごみを減らす方針ですが、 |

小山広域保健衛生組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（案）パブリック・コメントの御意見と考え方

| No. | 該当箇所  | 御意見の要旨  | 御意見に対する考え方  |
|-----|---|---|---|
|     |   | 配慮と経費のバランス) も比較検証すべき。   | 焼却した場合と分別した場合の環境負荷の軽減効果と費用負担については、今後も重要な課題として、広く議論しながら処理方針を検討してまいります。   |
| 17  | 本編 P37<br>第 3 章 ごみ処理の現状と課題<br>第 8 節 ごみ処理経費の状況 | 県内の一部事務組合のごみ処理経費を比較すると、小山広域保健衛生組合の処理経費が突出して高く、その理由が示されておらず、改善検討もなされていない。  | 県内の他の一部事務組合と比較して処理経費が突出して高いのは処理経費の総額で、他の一部事務組合と比較して処理量が多いためです。1t 当たりの処理経費は、平均よりやや高い程度の水準です。<br>分かりやすくするため、県内の処理経費の比較をする図 3-8 のグラフは、処理経費の総額を削除し、1t 当たりの処理経費を比較する内容に修正します。  |
| 18  | P28<br>第 3 章 ごみ処理の現状と課題<br>第 5 節 中間処理の状況      | 「焼却灰とばいじんは熔融スラグとして資源化及び埋立て処分しています」とあるが、その内訳はどうなっているか。熔融スラグ化の委託先はどこか。また、熔融スラグ化の分は資源化率に含まれるのか。                          | P28 表 3-15 の焼却残渣のうち“資源化物”が熔融スラグ化処理、“埋立物”が埋立て処分にあたります。また、処理量のうち資源化物（＝熔融スラグ化処理）の割合が資源化率になります。<br>直近の令和 4 年度では熔融スラグ搬出量 4,590t に対し、埋立量が 1,207t で、およそ“4:1”の割合です。<br>なお熔融スラグ化については、小山市内の業者と福島県いわき市及び茨城県鹿嶋市の業者に分けて委託しています。 |
| 19  | P39<br>第 3 章 ごみ処理の現状と課題<br>第 8 節 ごみ処理経費の状況    | 資源物の分別区分ごとに大まかな売却単価が示されているものの、品目別には単価がわからない。プラ容器やペットボトル、びん・缶、雑紙などの売却単価を公表できないか。それを市民に示せば資源物の意義が分かり、分別の意識を高める効果があると思う。 | 資源物の品目ごとの単価につきましては、現在、3 カ月ごとの入札によって決定しており、その結果は組合のホームページで公表しています。   |
| 20  | P41<br>第 3 章 ごみ処理の現状と課題<br>第 9 節 排出抑制         | 「マイバッグ・マイ箸運動推進」とあるが、今どきの飲食店ではリユース箸が浸透していることから、マイ箸よりも、マイボトルの推進が必要であ  | 表 3-26 の主な排出抑制施策として「マイバッグ・マイ箸運動推進」を掲げていますが、既に社会的な習慣として浸透し、一定の効果が得られたものと考えています。<br>但し、マイボトルの推進を併せて、引き続き排出抑制施策として   |

小山広域保健衛生組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（案）パブリック・コメントの御意見と考え方

| No. | 該当箇所                                   | 御意見の要旨   | 御意見に対する考え方  |
|-----|--|--|---|
|     | の状況                                    | る。ペットボトルの大量消費・大量廃棄、プラごみ汚染を減らすためにも、行政が率先してマイボトル運動を推進すべきである。   | 有効であることは変わりませんので、ごみの排出抑制の具体的な方法のひとつとして、説明会などで啓発してまいります。   |
| 21  | P52<br>第4章 ごみ処理の理念と目標<br>第2節 数値化等の数値目標 | 資源化率の目標をR20年で29.7%としているが、東京多摩地域は現在でも37%であり、徳島県上勝町などは80%を達成している。資源化率の目標は高めに設定して欲しい。                   | 御指摘のとおり、高い目標設定の有効性は認識しておりますが、目標を達成するには実現可能な施策に取り組む必要があり、現時点では指定ごみ袋制度以外に大幅な資源化率向上につながる施策は計画していないことから、現実的な目標設定としています。<br>指定ごみ袋制度の導入後は、その効果を評価・検証しながら、更なる資源化率の向上に向けて様々な取り組みを検討してまいります。   |
| 22  | P63<br>第5章 ごみの分別計画<br>第5節 ごみの分別計画      | 製品プラスチックの分別・資源化は国策でもあり、全国で多くの自治体に取り組んでいるのだから、燃やすごみを減らすためにも着実に進めていただきたい。                              | 製品プラスチックの分別・資源化はP57表5-3に重点施策として位置づけており、収集や中間処理に関する課題や資源化に要するコストなどを検討しながら、今後、取り組みを進めてまいります。  |
| 23  | P63<br>第5章 ごみの分別計画<br>第5節 ごみの分別計画      | 紙製容器包装の資源化（拡大）がないのはなぜか。現在の分別では紙コップや紙カップ、緑茶パック等の紙製容器はリサイクルマーク付きにも関わらず燃やすごみになっているため、市民の間に疑問と混乱をきたしている。 | 「紙」のリサイクルマークは、容器包装リサイクル法に基づく紙製容器包装であることを示しています。組合では、紙製容器包装の多くを、リサイクルマークが無い紙類とあわせて「雑紙」として収集し、資源回収業者に売却して再生利用しています。しかしながら、様々な用途に利用される紙製容器包装には、用途に合わせて防水など特殊な加工がされているものがあり、これらは一般的な施設で再商品化することが技術的に困難なため、禁忌品として焼却処理しています。<br>リサイクルマークのついた紙製容器包装を全て資源として回収する方法としては、容器包装リサイクル法に基づいて、容リ協会ルートで再商品化する方法がありますが、この場合、リサイクルマーク |

小山広域保健衛生組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（案）パブリック・コメントの御意見と考え方

| No. | 該当箇所  | 御意見の要旨   | 御意見に対する考え方  |
|-----|---|--|---|
|     |   |  | <p>のついた紙製容器包装だけを、他の雑紙と分けて分別する必要があるほか、再商品化委託料を支払う必要があるのが課題です。</p> <p>様々な種類の紙を、生産者の責任において一律に回収し、再商品化する資源循環システムは現在のところ確立されておりませんが、今後、できる限り分かりやすい分別ルールで、多くの紙を資源として回収できるよう、分別方法の丁寧な説明に努めますとともに、引き続き状況を注視してまいります。</p> |
| 24  | <p>P52<br/>第4章 ごみ処理の理念と目標<br/>第2節 数値化等の数値目標</p> | <p>徳島県上勝町では資源化率が80%に達している。資源化率の目標をR20年で29.7%としているが、市民の分別意識を高めるために50%程度にしたかどうか。</p> | <p>御指摘のとおり、高い目標設定の有効性は認識しておりますが、目標を達成するには実現可能な施策に取り組む必要があり、現時点では指定ごみ袋制度以外に大幅な資源化率向上につながる施策は計画していないことから、現実的な目標設定としています。</p> <p>指定ごみ袋制度の導入後は、その効果を評価・検証しながら、更なる資源化率の向上に向けて様々な取り組みを検討してまいります。</p>                  |
| 25  | <p>P63<br/>第5章 ごみの分別計画<br/>第5節 ごみの分別計画</p>      | <p>製品プラスチックの分別・資源化は燃やすごみを減らすために積極的に進めていただきたい。</p>                                  | <p>製品プラスチックの分別・資源化はP57表5-3に重点施策として位置づけており、収集や中間処理に関する課題や資源化に要するコストなどを検討しながら、今後、取り組みを進めてまいります。</p>   |